

# 安全で美味しい島根の県産品認証制度実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、島根県内で生産される農林水産物について、「安全な農林水産物を生産する取り組みを消費者に伝え、消費者の安心と信頼を確保すること」、「品質の高さを消費者に広く訴え、認知度が向上することにより市場競争力を高めること」及び「生産者の生産意欲や技術の一層の向上によって産地全体の水準を高めること」を目的として、高い安全性と品質の確保を基本に、県が定めた基準に従って生産し、出荷されることを県が認証する「安全で美味しい島根の県産品認証制度」（以下、「制度」という。）について必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農林水産物 農産物、畜産物、林産物又は水産物をいう。
- (2) 認証 農林水産物の生産に当たって、第4条に規定する認証に関する基準（以下、「認証基準」という。）及び第5条に規定する認証に関する要件（以下、「認証要件」という。）に適合した生産管理体制（システム）であることを知事が認め証明することをいう。
- (3) 認証取得者 前号の規定により認証を取得した生産者をいう。

## (第三者委員会)

第3条 知事は、制度の公平性及び客観性を確保し、適正な運営を図るため、別に定めるところにより、安全で美味しい島根の県産品認証制度検証委員会（以下、「検証委員会」という。）及び安全で美味しい島根の県産品認証審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 検証委員会は、制度に関する検証等を行う。知事は、検証委員会の意見をもとに、認証制度を適正に運営する。
- 3 審査委員会は、認証基準の設定及び申請のあった認証の可否の審査を行う。

## (認証工程)

第4条 認証の対象とする生産工程は、農産物及び林産物にあつては栽培から収穫、調製、出荷に至る一連の工程、畜産物にあつては飼養から出荷に至る一連の工程、水産物にあつては飼育から水揚げ、出荷に至る一連の工程とする。

- 2 農産物及び林産物については、別に定めるところにより、一連の生産工程の中途までを認証の対象とすることができる。

## (認証基準)

第4条の2 知事は、別に定めるところにより、次の各号に掲げる認証基準を設定する。

- (1) 生産工程管理基準
  - (2) 団体事務局基準
- 2 前項の基準には、基本となる基準（以下、「基本基準」という。）と上位の基準（以下、「上位基準」という。）を設ける。なお、基本基準の運用は令和6年3月31日までとし、その運用にかかる経過措置等については別に定める。
- 3 知事は、第1項の認証基準を設定又は変更するときは、審査委員会の審査の結果に従うものとする。

#### **（認証要件）**

第5条 知事は、生産工程管理基準に適合し、かつ、別に定めるところにより生産者自らが行う製品の味、香り等に関する製品アピールが適正であると認めるときは、認証することができる。ただし、次条に規定する団体については、団体事務局基準にも適合しなければならない。

#### **（認証の申請者要件）**

- 第6条 認証を申請することができる生産者は、次の要件に該当する者とする。
- (1) 島根県内で農林水産物を生産する個人若しくは個人が共同管理により生産を行う任意組織若しくは法人又はそれらが組織する団体であること
  - (2) 前号における団体は、対象とする農林水産物に係る統一的な生産出荷基準を定め、当該基準の遵守を管理する事務局を有すること

#### **（認証の申請）**

第7条 認証を受けようとする生産者は、別に定めるところにより、知事に申請する。

#### **（認証の審査及び決定）**

- 第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、別に定めるところにより、認証基準及び認証要件に従い、その申請内容及び当該農林水産物の生産出荷等の状況について審査し、認証の可否を決定する。
- 2 知事は、認証の可否を決定するときは、審査委員会の審査の結果に従うものとする。

#### **（認証の有効期間）**

- 第9条 認証の有効期間は、前条第1項の認証を決定した日から、当該決定した日から起算して4年を経過する日以後、直近の1月、3月、7月又は10月の末日までとする。
- 2 認証取得者が複数の品目の認証を取得した場合は、認証取得者の希望により、さきに認証を取得した品目と共通の認証有効期間とすることができる。

#### **（認証内容の変更）**

第10条 認証取得者は、認証申請した内容に変更が生じた場合は、別に定める

- ところにより、遅滞なく知事に届け出なければならない。
- 2 認証取得者は、次の各号の変更をする場合は知事に申請をしなければならない。
    - (1) 基本基準による認証取得者が認証の有効期間中に上位基準による認証を受けようとするとき
    - (2) 第4条第2項の規定より認証された場合において、認証を受ける生産工程を追加しようとするとき。

### **(認証の更新)**

- 第11条 認証取得者は、第9条に規定する有効期間満了後、引き続き認証を受けようとするときは、別に定めるところにより、認証期間の更新を受けることができる。
- 2 前項の規定により更新を受ける認証の有効期間は、前条の規定による認証の満了した日から起算して4年間とする。

### **(認証の表示)**

- 第12条 認証の表示等にあたっては、特に定める場合を除き「美味しまね認証」の呼称、また、上位基準及び上位基準による認証は「美味しまねゴールド」、「美味しまねゴールド認証」の呼称を用いる。
- 2 認証取得者は、県に申請のうえ認証された農林水産物の生産、販売について、前項の呼称及び認証マークを使用することができる。
  - 3 認証マークは、認証された農林水産物以外に使用してはならない。ただし、認証された農林水産物を原材料として使用した加工品については、この限りでない。
  - 4 認証マークの規格及び使用方法等については、別に定める。

### **(残留農薬検査等)**

- 第13条 知事は、認証された農産物、林産物又は水産物(内水面養殖魚に限る。)について、別に定めるところにより、残留農薬検査等を行うことができる。
- 2 前項において、認証取得者は、当該検査に協力しなければならない。

### **(実績報告)**

- 第14条 認証取得者は、認証された農林水産物の出荷状況について別に定めるところにより、その実績を知事に報告しなければならない。

### **(監査)**

- 第15条 知事は、認証された農林水産物の生産出荷等の状況について、年1回、別に定めるところにより、認証基準適合の可否を監査する。ただし、基本基準による認証(以下、「基本認証」という。)については、2回目以降の監査または更新審査の結果、是正の必要がなく認証基準を満たす運営ができていることが確認された場合は、審査委員会の判断で次年度の監査を省略することがで

- きる。
- 2 知事は、認証された農林水産物の生産出荷等の状況について、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、認証基準適合の可否を監査することができる。
  - 3 前2項において、知事は、改善の必要があると認めるときは、認証取得者に対して必要な措置を講じるよう指示することができる。

### **(認証の取り消し)**

- 第16条 知事は、認証取得者が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合、認証を一時停止することができる。また、改善の見込みがないと認められる場合は認証を取り消すことができる。
- (1) 第12条の規定による認証の表示において不適正な行為をしたとき
  - (2) 第15条の規定による監査において不適正な行為をしたとき
  - (3) 第19条の規定による責務に反する行為をしたとき
  - (4) 虚偽の申請により認証を受けたとき
  - (5) その他制度の運用に重大な支障を来す行為、又は認証された農林水産物の信用を著しく損なう行為をしたとき
- 2 知事は、前項により認証の取り消しを行う場合は、緊急を要する場合を除き、審査委員会の審査の結果に従う。
  - 3 知事は、認証取得者から認証取り下げの届出があったときは認証を取り消す。

### **(上位認証と基本認証の関係)**

- 第16条の2 上位基準は、基本基準を包含しており、上位基準により認証された農林水産物については、基本基準に基づき生産されていることも確認したものとす。
- 2 基本認証を取得している者が、同一品目について上位認証を取得したときは、当該基本認証はその効力を失う。

### **(公表及び情報提供)**

- 第17条 知事は、制度の概要、認証基準及び認証取得者等の情報について、県のホームページ等で公表する。
- 2 認証取得者は、認証された農林水産物の生産、販売について第12条に規定する認証マークの表示に努めるものとする。

### **(県の責務)**

- 第18条 知事は、制度及び認証された農林水産物の周知を図り、適切な運用により信頼確保に努めるとともに、産地における生産者の認証の取得及び認証された農林水産物の生産出荷や円滑な流通に向けた取り組みを支援する。
- 2 知事は、制度に関して得た個人情報について、制度運営以外の目的に使用してはならない。

### **(認証取得者の責務)**

第19条 認証取得者は、この要綱に定められた事項を遵守するとともに、知事が行う監査に誠実に対応しなければならない。

2 認証取得者は、認証された農林水産物以外の品目についても適切な生産工程管理を行うよう努めるものとする。

### **(事故等の対応)**

第20条 認証された農林水産物について、生産出荷、流通又は販売の過程において、品質等に関する事故等（以下、「事故等」という。）が発生した場合は、認証取得者がその責任を負うものとする。

2 前項の場合において、知事が第三者に対し損害賠償その他の負担をしたときは、認証取得者は、知事の求償に応ずるものとする。

3 事故等が発生した場合、知事は、認証取得者に対し適切な指導を行い、認証取得者は、誠意をもって必要な措置を講じなければならない。

### **(その他)**

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成21年1月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年1月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年3月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成31年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。

2 施行日において、現に有効な認証にかかる有効期間の満了日は、当該満了日以後、直近の1月、3月、7月又は10月の末日までとする。

3 施行日において現に有効な認証にかかる第15条の監査については、当該認証の有効期間が満了するまでの間、従前の認証基準及び認証要件により行う。

附則

この要綱は、令和元年7月8日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。